

一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程

一般財団法人国際法学会理事会

2012年10月5日

一部改正 2013年1月13日

一部改正 2014年9月19日

一部改正 2022年2月12日

(目的)

第1条 当法人の運営に関する事項を定めるため、この規程を置く。

(委員会及び部)

第2条 当法人の事業を推進するために、定款第52条1項に基づき、一般財団法人国際法学会（以下、当法人という。）に、ホームページ委員会、会員委員会、研究企画委員会、研究大会運営委員会、研究振興委員会、判例研究委員会、若手研究者育成委員会、雑誌編集委員会、国際交流委員会、アウトリーチ委員会、エキスパート・コメント委員会、国際法教育委員会を置く。

2 各委員会の定員は、別表Iのとおりとする。

3 委員会の業務を機能的に整理し、相互の調整をはかるとともに、効果的な事業の遂行のために、委員会を、その機能に従い、総務部、研究企画部、研究振興部、雑誌編集部、国際交流部及び社会連携部に所属させる。

4 定款第29条4項に基づき、各部の業務執行は、当該の部を担当する業務執行理事が整理、調整及び統括する。

5 各委員会の委員は、定款第52条2項に従って、当該の委員会が所属する部を所管する業務執行理事の推薦に基づいて、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。委員の任期は、理事の任期に従う。

6 委員会には、委員長及び幹事を置く。委員会の業務は、委員長が所管する。委員長及び幹事の任期は、理事の任期に従う。

7 理事は、委員長に就任することができる。理事は、必要に応じて、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(総務部所属委員会の機能)

第3条 総務部所属の委員会は、会員に対するサービスを目的とする。

2 ホームページ委員会は、当法人のホームページの維持管理に関する業務を行う。

3 会員委員会は、ニューズレターをはじめ会員に対して有益な情報を提供する。

(研究企画部所属委員会の機能)

第4条 研究企画部は、当法人が主催する定時の研究大会及びその他の学術的行事の企画ならびに運営に当たる。研究企画部には研究委員会及び研究大会運営委員会が所属する。

2 研究企画委員会は、各年度の研究大会のプログラムを立案・実施するなど国際法学会が主催す

る学術研究活動を所掌する。

3 研究大会運営委員会は、各年度の研究大会の設営、研究大会の運営・実施を所掌する。

(研究振興部所属委員会の機能)

第5条 研究振興部は、国際関係法に関する有益な情報を収集、整理し、提供すること及び国際法判例を研究することを通じて、会員及び国際法の研究教育に資するとともに、国際関係法の若手研究者の育成に資する事業を行う。研究振興部には、研究振興委員会、判例研究委員会及び若手研究者育成委員会が所属する。

2 研究振興委員会は、国際関係法に関する有益な情報を、入手、整理して、会員及び社会に国際関係法に関する有益な情報を提供する。

3 判例研究委員会は、国際法に関する国際判例及び日本の国内裁判所における国際法判例を研究し、国際法判例に関する研究教育に資する情報発信を行う。

4 若手研究者育成委員会は、国際関係法の研究教育を奨励し、若手研究者育成のための環境を整備するために必要な事業を行う。

(雑誌編集部所属委員会の機能)

第6条 雑誌編集部は、当法人の機関誌『国際法外交雑誌』の刊行に関するすべての業務に当たる。雑誌編集部には雑誌編集委員会が所属する。

2 雑誌編集委員会は、機関誌『国際法外交雑誌』の企画、編集、刊行、配布の業務を遂行するほか、刊行に関連するすべての業務に当たる。

(国際交流部所属委員会の機能)

第7条 国際交流部は、当法人の国際交流活動に関する業務に当たる。国際交流部には国際交流委員会が所属する。

2 国際交流委員会は、研究企画部と協力して、国際交流に関わる事業の企画及び運営に当たる。

(社会連携部所属委員会の機能)

第8条 社会連携部は、当法人の社会連携に関するすべての業務に当たる。社会連携部には、アウトリーチ委員会、エキスパート・コメント委員会、国際関係法教育委員会が所属する。

2 アウトリーチ委員会は、国際関係法に関する学会外のさまざまな諸団体との学術その他の活動における交流を促進し、当法人の社会的貢献を促進する。

3 エクスパート・コメント委員会は、国際関係法について生起するさまざまな問題についての社会のニーズに応じて、適切な解説などの情報を提供する。

4 国際関係法教育委員会は、若い世代を中心に国際関係法に対する関心を喚起し、将来の世代に国際関係法が根付く活動を促進する。

(規則)

第9条 定款第52条3項に基づき、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会規則において定

める。

2 委員会の任務、構成、運営に関する委員会規則の制定、改廃は、委員会が提案し、理事会の決議によって決定する。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、理事会の過半数によって行う。

別表 I

委員会名	定員
ホームページ委員会	5 名以内
会員委員会	5 名以内
研究企画委員会	15 名以内
研究大会運営委員会	7 名以内
研究振興委員会	8 名以内
判例研究委員会	10 名以内
若手研究者育成委員会	10 名以内
雑誌編集委員会	18 名以内
国際交流委員会	10 名以内
アウトリーチ委員会	10 名以内
エキスパート・コメント委員会	10 名以内
国際法教育委員会	10 名以内

附則

(施行日)

この規程は、2012 年 10 月 5 日から施行する。

(附則) この規程は、2014 年 6 月 29 日に遡って施行する。

(附則) この規定にいう判例研究委員会は、2022 年 4 月 1 日をもって発足する。